



厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正しました。金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、溶接作業者に対して、年1回、呼吸用保護具（マスク）のフィットテストを実施することが義務付けられました。

施行日は**令和5年4月1日**からになります。

改正後、特化則の実施スケジュール

実施事項	令和3年	令和4年	令和5年
	4月	4月	4月
個人サンプラーによる 溶接ヒュームの濃度測定		義務	義務（*）
測定結果に基づく溶接ヒューム濃度 に応じたマスクの使用（選定）			使用義務
面体形のマスク使用時 1年以内毎に1回、フィットテストの実施			義務

注：適正マスクの使用およびフィットテストは**令和5年以降も継続する義務**があります。

（*）新規に金属アーク溶接作業を開始するとき、溶接材料や母材を変更したとき、作業場所等を変更したときについては、溶接ヒュームの濃度測定が必要です。

> フィットテストの方法（厚生労働省告示第286号 第3条（令和2年7月31日））

- ① J I S T 8 1 5 0（呼吸用保護具の選択、使用および保守管理方法）に定める方法またはこれと同等の方法により、呼吸用保護具の外側、内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定し、以下の計算式により「**フィットファクタ**」を求めます。

$$\begin{aligned}
 & \text{呼吸用保護具の**外側**の測定対象物質*の濃度} \\
 \text{(フィットファクタ)} = & \frac{\text{呼吸用保護具の**外側**の測定対象物質*の濃度}}{\text{呼吸用保護具の**内側**の測定対象物質の濃度}}
 \end{aligned}$$

*大気粉じん等、J I S T 8 1 5 0で定めるもの

- ②「フィットファクタ」が、以下の「**要求フィットファクタ**」を上回っているかどうかを確認します。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

> フィットテストの記録の方法

1. フィットテストの実施日
2. 被験者の氏名
3. フィットテストの合否および総合的なフィットファクタ
 - ・最終的な判定における各動作ごとのフィットファクタまたは各動作ごとの漏れ率
 - ・最終的な合否判定までに行った改善の経緯
4. 作業に使用する呼吸用保護具のメーカー名、形式（製品モデル名）、サイズ（わかる場合）
5. フィットテスト実施者の氏名および所属
6. 試験に用いた計測装置のメーカー名、形式（製品モデル名）、シリアル番号

注：1年以内毎に1回、定期的に行い記録は3年間保管する義務があります。



マスクフィットテストとは？

マスクフィットテストとは金属アーク溶接作業等に従事している作業者が使用している呼吸用保護具（マスク）が使用者の顔面にフィットするかを定量的に決定する方法です。マスクの密着が不十分で漏れがあると有害物質の吸入を防ぐ効果が低下する恐れがあり、使用者の健康被害を防止することができなくなります。

弊社では、最新のフィットテスターを用い、約5分間でフィットテストを行い、お客様の負担を軽減かつ高精度の測定を実施します。

株式会社 ダイワ

DAIWA CO.,LTD

e-mail info@daiwa-eco.com

URL <https://daiwa-env.com>

本社：〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田 369

TEL 0463(53)2222 FAX 0463(53)2233

千葉支店：〒283-0062 千葉県東金市家徳 238-3

TEL 0475(58)5221 FAX 0475(58)5415

小田原支店：〒256-0811 神奈川県小田原市田島 734-14

TEL 0465(42)2354 FAX 0465(42)1652